

近代における玉虫厨子研究の濫觴（上）

——その一 明治初期の國学者による玉虫厨子の研究——

上 原 和

はじめに

現在、法隆寺の大宝蔵殿の南倉に陳列されている玉虫厨子は、昭和十六年（一九四一）に大宝蔵殿が開館をみるまでは、ひさしく法隆寺の金堂内に奉安されてきた。

推古天皇の御物と寺伝にいわれてきた玉虫厨子が、はたしていつ頃から法隆寺の金堂内に安置されてきたのか、今日もなお必ずしも明らかにされているとは言い難いが、その玉虫厨子が、はじめて近代の法隆寺研究史上に登場する

のは、明治二十一年（一八八八）に行わられた宮内省の全国宝物取調を直接の契機としており、翌二十二年になされた二人の國学者小杉楓邨・黒川眞頼の法隆寺宝物に関する講演においてである。

ついで二十三年（一八九〇）には、やはり前々年の全国宝物取調にも参加していた岡倉覺三（天心）が、東京美術学校における「日本美術史」の講義のなかで、推古時代の絵画遺物の一例として玉虫厨子の名をあげている。ちなみに岡倉天心といえば、明治十七年（近年この年代に疑義がもたれている）におけるアーネスト・F・フヨノロサとの夢殿開扉

による救世觀音菩薩像の調査がつとに有名であるが、フェノロサの玉虫厨子觀については、彼の歿後に上梓された「中國美術と日本美術との諸時代」（一九一二）まで俟たなければならない。

さらに二十七年（一八九四）には、新進の建築史家の塙本靖が「法隆寺建築裝飾論」なる論文において、とくに玉虫厨子のために章をもうけ、特異なる建築意匠として鷗尾および雲形肘木をあげ、また彩色と金銅透彫による種々の裝飾文様を最珍奇なものとして注目し、それらの源流を西方にもとめている。なお前年には同じく伊東忠太が、はじめて実測にもとづいた精緻な処女論文「法隆寺建築論」を

発表しているが、玉虫厨子についてはまだまったく触れてはいない。その伊東が塙本に倣つて玉虫厨子の建築意匠や文様意匠に言及するようになるのは、三十一年（一八九八）に『東京帝國大學紀要』の第一号として一冊にまとめられた同名の論考においてである。

このように、期せずして明治二十年代において、国学者、美術史家、建築史家によつて三者三様の玉虫厨子へのアプローチが始まるのであるが、今日、これらの諸説を読み返してみてすこぶる感に堪えないのは、その後の玉虫厨

子研究を方向づけてきた主要な問題がこの法隆寺研究の濫觴ともいうべき時期にほとんど出揃つてゐることである。

本稿においては、このたび初めて閲覧する機会がえられた明治二十一年の全国宝物取調の際の『奈良縣寶物目録』や『奈良縣寶物精細簿』などの法隆寺関係の新資料を紹介しながら、明治の法隆寺研究史上に現れた玉虫厨子の姿を追うとともに、今日に残された玉虫厨子研究の問題点をもあわせて闡明しておきたいと思う。

一 明治二十一年の全国宝物取調と

皇典講究所における報告講演

玉虫厨子に関する論説が、はじめて明治の法隆寺研究史の上に登場するのは、明治二十二年（一八八九）、国学院の前身である皇典講究所⁽¹⁾でなされた二人の国学者、小杉榎⁽²⁾、黒川真頼の法隆寺に関する学術講演においてである。

すなわち、小杉榎は「美術と歴史との関係」と題し三月十六日に、また黒川真頼は「東大寺法隆寺の話」と題して五月十一日に、それぞれ講演をなし、その講演内容は、すぐ翌月の四月および六月には、同所から刊行されていた

『皇典講究所講演』に掲載をみたのである。

なお、このときの小杉、黒川両碩学の講演がすこぶる注目されたのは、兩人とも、前年の明治二十一年（一八八八）の五月に始まり、翌年の二月まで継続された近畿一円の、いわば空前絶後の古社寺宝物調査ともいべき宮内省の全国宝物取調に参加しており、両人の講演はその帰京報告第一声ともいべき意味をもつていたからである。すなわち小杉は、講演のなかでこう言っている。⁽⁴⁾

「これより檜邨昨年以来実地に臨み、歴史の参照となるべき現品を目撃したる所を述べんとして、ます本日は法隆寺所蔵の物につきいさか一二を申すべし」

なお、明治政府による大規模な古社寺宝物の調査としては、それ以前にも、世に「壬申の調査」と呼ばれている明治五年（一八七二）の文部大丞町田久成を主班とする近畿一

円の「古社寺寶物検査」があり、現在東京国立博物館に当時の資料が保存されているが、その際に法隆寺から提出された『寶物目録』には、阿佐太子御影一幅や金銅仏四十八軀、あるいは七曜御劍二振など僅に一五三点を数える宝物が列記されている。もっともこのときの『寶物目録』には、玉虫厨子の名を見出すことはできない。

こうした「壬申の調査」のほかにも、政府による公的な調査としては、明治十年（一八七七）三月十一日に、内務省博物局官員による法隆寺の「古器物及び古書」取調が行われている。⁽⁵⁾このときの調査は、前年の十一月に、法隆寺住職千早定朝より、堺県令税所篤に提出してあつた法隆寺宝物の皇室献納の儀に関連しての調査であり、その結果、翌十一年（一八七八）二月十八日には献納が決定し、その報酬金として法隆寺へ一万円が下賜されている。ちなみに、このときの献納宝物は、当初に法隆寺より提出された『法隆寺御藏物品目録』記載の一五六件に加えて、長持二種があり、物品の点数は総計三三二点であった。なお、『法隆寺御藏品目録』に記載された品目一五六件は、新たに加えられた塵介小切十三櫃を別とすれば、「壬申の調査」の際の『寶物目録』の内容とほとんど一致している。

なお、このほか明治十七年、十九年に文部省御用掛の岡倉覚三⁽⁶⁾がフェノロサらとともに法隆寺宝物の調査に当つていることはよく知られているが、ともあれ明治政府による本格的な法隆寺宝物の大調査としては、やはり二十一年の全国宝物取調が初めてのことと言つてよい。このときの宝物取調がいかに大規模なものであつたかは、やはりこの取

調の翌年の三月二日に、小杉、黒川の両人に先立つて皇典講究所で行われた川田剛の「寶物取調に付き所見を述ぶ」と題する講演に徴しても明らかである。川田は講演の冒頭でこう述べている。

「余は全國寶物取調委員長九鬼氏以下一行十餘人と共に、去夏より今年二月まで二百餘日の間、京都、大阪、奈良、滋賀、和歌山の二府三県を巡廻し、今年一月下旬までに、四万七千二百五十四箇の寶物を檢閲せしが、其内優等と見認し者、一千三百八十六個、次等と見認めしもの四千百七十九箇、其所有者は神社佛寺人民の三種にして就中佛寺の所有者多し。其品目は毎度官報に記載したれば、諸君も御一覽ありしならん」

なおここで、全國寶物取調委員長九鬼とは、宮内省図書頭の九鬼隆一をしており、九鬼は、十七年に特命全権公使を任せられてワシントンに赴任していたが、二十一年の二月に図書寮の長官である図書頭の兼任を命ぜられ、ワシントン在勤を免ぜられた。⁽¹⁰⁾十七年の八月に宮内省に新たに設けられた図書寮の所掌事務は、「御系譜并ニ帝室一切ノ記録ヲ編輯シ内外ノ書籍古器物書畫ノ保存及ヒ美術ニ関スル事等ヲ掌ル所トス」と定められており、図書頭の職務とするところは「帝室ノ記録圖書及寶器美術保存ノ事ヲ掌ル」とにあつた。⁽¹¹⁾

ちなみに、九鬼が図書頭に就任する一ヶ月前の二十一年の一月に、上野公園内の博物館が図書寮の所属と定められている。九鬼を主班とする大規模な全國古社寺宝物調査が、西欧諸国の王立博物館の例に倣わんとする九鬼の画期的な帝国博物館設置の構想と深い関わりがあることは、十分に察せられるのである。なお、宮内省に正式に臨時全国宝物取調局が設置され、九鬼が委員長に就任するのは、二十一年の九月のことであるが、その際に、川田剛もまた当時東京美術学校幹事であつた岡倉寛三らとともにこの新設の臨時全国宝物取調局の取調掛に任命されている。⁽¹²⁾

なお、現地における宝物取調の状況は、月に二、三回、「美術取調ニ関スル報告摘要」として逐一『官報』に報ぜられたのであるが、その第一報を、五月十六日の『官報』⁽¹³⁾は次のように伝えている。

「○美術取調ニ関スル報告摘要 美術ノ模範歴史ノ参考トナルヘキ物品取調ノタメ曩ニ京都、大阪二府、奈良、和歌山、滋賀三縣ニ出張セル九鬼圖書頭一行ハ去ル五日調査地方ニ向ヒ東京ヲ出発、翌六日神戸ニ着、直ニ和歌山縣ニ

赴キ同地ノ検閲ニ着手スルノ筈ナリシヲ（略）、必要アルカ
タメ途ヲ転シテ京都府ニ赴キ去ル八日ヨリ都合四日間其取
調ニ從事セリ（略）同一行ハ本月十二日調査ヲ結了シ、公私
同行二十餘名同十四日和歌山縣ニ向ヒ京都ヲ出發、粉河、
根来、高野ヲ經テ、奈良縣ニ赴ク筈ナル（去ル十二日京都
府発本局出張員報告）】

この報告によつて、九鬼圖書頭一行が公私二十余名であ
り、東京を五月五日に発ち、横浜から船で出立し、翌六日
に神戸着、直ちに京都府下の調査を開始して、十四日には
和歌山県に向い、さらに奈良県に赴く予定になつてゐること
とがよく伺われるのであるが、法隆寺の調査については、
第三報の六月二十一日の『官報』⁽¹⁵⁾にすこぶる詳しい。

「○美術取調ニ關スル報告摘要 九鬼圖書頭ノ一行ハ去
ル八日奈良市街近傍ニ於ケル諸寺院ノ檢閲ヲ終了シテ、直
チニ法隆寺ニ赴キシガ、即日平群郡法隆寺村ノ法隆寺及法
起寺同三井村法輪寺ノ什物點檢ニ着手シ、去ル十三日マテ
都合六日間頗ル周密ナル調査ヲ遂ゲ郡山ニ一泊翌十四日生
駒山ノ寶山寺ニ着セリ

抑々法隆寺ハ推古天皇ノ朝即チ今ヲ距ル大約千二百八十
年前ノ建築ニ係リ、其ノ結構頗ル壯大後世ニ至リ多少修繕

ヲ加ヘタル所アルヘシト雖モ毫モ舊觀ヲ失フ所ナキ本邦大
建築ノ一ニシテ同寺現存ノ建築中金堂、五重塔、中門、大
經藏、鐘樓、綱封藏、食堂、細殿、回廊等ハ推古十五年即
チ今ヲ距ル千二百八十二年前ノ建造、東院夢殿ハ天平十一
年即チ千百五十年前ノ建造、其他繪殿、聖靈院、一切經
藏、大講堂、三經院、西圓堂、新堂、舍利殿、禮堂、唐
門、東寶、西寶等ハ六百年、乃至九百年前ノ建築ナリ、又
法輪寺及法起寺ノ三重塔ハ孰モ千二百六七十年前ノ建築ニ
シテ同シク壯觀驚クヘキモノアリ 此他五六百年以降ノ建
築アレトモ此等ハ略ス

之ヲ要スルニ以上に掲タル諸建築ハ、唯ニ美術上ノ模範
タルノミナラス歴史上亦頗ル觀ルヘキモノアリ 而シテ就
中参考スヘキモノハ金堂ナリトス 蓋シ同堂ハ獨リ建築ノ
宏大壯麗ナルノミナラス其ノ内ニ安置スル所ノ佛像ハ概不
千有餘年前ノ名作、其壁画ハ傳ニ有名ナル疊微ノ筆ニ係ル
ト云ヒ、彫刻、繪画、建築共ニ美術ノ模範、歴史ノ参考タ
ルヘキモノナレバナリ

右三箇寺ニ於テ檢閲セル什物並ニ人民ノ私藏品ノ總數
ハ、大約千三百點ニシテ、内先ツ優等ト認メタルモノハ百
七點、之ニ次クヘキモノハ百三十一點ナリ】

こうして、さらに報告は、「優等ト認メタルモノ」を類別して、絵画八十四点、彫刻品八十四点、美術工藝八九點、として、それぞれ作品名を掲げてあるが、絵画の筆頭として挙げられている金堂壁画に対し、美術工芸では、ほかならぬ玉虫厨子が一番にその名が挙げられている。

二 小杉樞郵の玉虫厨子に関する講演

さて、皇典講究所における小杉樞郵の「美術と歴史との関係」と題する講演⁽¹⁶⁾についてであるが、その趣旨とするところは、小杉自身の言葉をもってすれば、「美術的の古物と申すものは、すべて歴代の正史家乘に對照すべき、大關係あるのみならず、本邦固有天質の精神誠実なる者をかたちにあらはせる證據ものなれば、其古代の美術品といふべき限りは、何によらず冷淡視すべからざる事」を例証することにあつた。

小杉が、美術と歴史との関係を深く感得するところがあつたのは、この講演よりすでに十五、六年も前のことである。明治八、九年の頃、奈良の正倉院の御物の一部を精査する

機会が与えられて以来のことであつたという。すなわち小杉は、御物のなかでも取扱い易い古器・古画・古文書類が宮内へ取寄せられ、その取調のために一時博物館別局の浅草文庫に預けられた際に、当時教部省考証課に在職中であったことから、長官の命をうけて数月出仕して御物の調査に当つているのである。「数月出仕」という正倉院御物の実物検証の経験の重みは、小杉をしてこう言わしめている。

「此類稀世の物品を、正史家乘に對照して、上代の事實を容易に徵証を得し事のありける以來、たゞに史乘本文のみの考按にては、當昔の實際を想像するに乏しき事情を大に感覺し、必ず史乘本文と遺存現品と相對して、はじめて事蹟の全貌を知るといふを持論とせり」

こうした年来の持論を前置きとして、小杉は、明治二十一年の全国宝物取調における、法隆寺の実地調査へと話を進めているのであるが、その際、正史、すなわち『日本書紀』は言うに及ばず、『法王帝説』『法隆寺伽藍縁起并流記』『資財帳』『東院縁起資財帳』『伊呂波字類抄』『太子傳曆』、さらには『古今目録抄』など、聖德太子および法隆寺に関する古文献からの引用が講演中隨所に見られるのであり、わけても『古今目録抄』、すなわち小杉の言う法隆寺研究の

一大要書である顯真の『聖德太子傳私記』亦名古今日目錄抄の本文が、法隆寺に現存する遺構・遺品と相対照されて、縦横に引用されているのを見るのである。その最たるもの「金堂に置く所の玉虫厨子」についての文献と实物との対照である。なお、小杉とこの法隆寺伝來の『古今目錄抄』とのいわば邂逅については、後述することにしたい。

次に、小杉の講演から、金堂内の玉虫厨子に関する箇所

(17)

を全文紹介しておきたい。

「また此堂に玉虫の厨子とて、最奇珍なる厨子あり、これは資財帳に、宮殿像二具、一具は金逕押出千佛ノ像とあるものにや、此厨子の内四面に銅押出しの佛體を張付たり、目錄抄には、向^ニ東戸^ニ有^ニ厨子、推古天皇御厨子也、其形腰細也、蓋須弥坐以^ニ玉虫^ニ羽^ニ以^テ銅彫^リ透シタル唐草^ヲ下^ニ臥^シ之^ヲ、此^レ橘^ノ寺滅滅之時、所^レ送也^{ス、内ニ一万三千佛御其内ニ金銅阿彌陀三尊御^ハ、其^ヲ盜人取レリ、光^ニ許所残也、と見えたるものなり、實に此文の如くすべて玉虫の羽をふきて、其上に滅金の透し唐草をふせたり、玉虫といふに異説ありて、こはその金物のきらめきと、ぬりやうの美麗を玉虫にたとへたりといふは、無稽なり、目錄抄に、證文あるがうへに、今も金ものの間に、虫の羽のたまゝのこれる}

を見る、されど年序久遠なるが故に、今は大かたその羽ぬけ去りて、見えがたければ、この異説は起れるなるべし、また其屋根は瓦ぶきに造り銅をふせ、棟に鷲尾を擧て、軒のめぐり殿内の構造、尤も精巧にして、いはゞ瓦ぶきの大廈の雛形にはあらざるかと思ふほどなり、一寸見かけたる略図を示さん、

(玉虫厨子正面の略図を描く。なお傍らに「こはたゞ目に見覚えたるまゝを志めすもし誤あらば恕したまへ」と記す)

さて図の如く前と左右に扉ありて、左右扉と後には蜜陀漆を以て佛經の繪ときをかけり、其繪も亦實に珍奇にして人物天女など壁繪の類にあらず、又須彌壇といふべき所細長く、これも地は黒くして蜜陀の彩色繪、實に古雅たとふる物もなし、いはゆる繪畫の根本なるべし、正面に須彌山の図、左右後は人物獸類木石などこれも經説の繪なり、また此時代に於て、動物の天然美麗なる羽翼などを採て裝飾せし事、かの正倉院の鴨毛屏風の類を以ても思ひ合せらるゝ也、但しこは海外の傳來か、吾邦の意匠か、淺學寡聞辨へかぬれど、何にしても今如此古物を傳襲するは、國體の然らしむる所にして、皇室の御餘惠仰ぐべし尊むべし」

なお、さらに統いて、現在玉虫厨子と並んで大宝藏殿の

南倉に陳列されている橋夫人厨子についても、左のようになされてい。古文献の上でも、両者はつねに比較され一緒に紹介されることが多いので、ここでも記しておく。

「今一つ橋夫人の持佛といふ者あり、これも資財帳に、

宮殿像二具とあるその一具に金涅槃像であるものなるべ

く、目録抄には、西戸方有厨子、黒染須彌座、光明皇后之母橋夫人所造也、内在彌陀三尊、以金銅敷地、作波文中生蓮花三本、其上座三三尊太子已後之者也高八尺と見ゆ、これ亦珍奇といふばかりなき意匠なり、上層は丹青彩色ありて、扉のあたり以下は黒漆なり、殿内に目録抄のいふ所の絵あり、これも須彌壇四面に經説人物の絵ある事、玉虫厨子の如く、その画やうよく似たる筆意なり、厨子の略圖は斯の如し」

(ここでも、小杉は、橋夫人厨子の正面図を描いている。そして「これも目に覺えたるまゝなり長短など拘るべからず」と傍記している)

この講演で、法隆寺の数ある宝物のなかから、小杉が玉虫、橋夫人厨子に統いて紹介しているのは、わずかに五重塔の土偶(初層の螺旋群を云う)についてばかりであり、いかに小杉が玉虫、橋夫人両厨子を、とりわけ玉虫厨子を尊

重し、この厨子に心惹かれるところが大きかつたか、を思わずにはいられないのである。

三 明治九年の奈良博覧会と玉虫厨子の出陳

ところで、小杉が、さらには後述するように黒川真頬が、ともに皇典講究所の講演の席上で、玉虫厨子について大いに喧伝するまでは、法隆寺内の関係者はともかくとして、門外の者には、必ずしも玉虫厨子は、當時にあつては、今日のようにはよく知られてはいなかつたのではないだろうか。少くとも法隆寺の宝物として一般の人びとに人気があつたとは言い難かつたようと思われるのである。

それというのも、玉虫厨子の名は、明治五年の「壬申の調査」の際にも、優に一五〇件をこえる法隆寺の『寶物目録』の上に、また明治九年(一八七六)に法隆寺から、法隆寺宝物の皇室献納の儀について、当時の堺県令の税所篤に『古器物獻佛御願』⁽¹⁸⁾が上申された際にも、一緒に添えて提出した『法隆寺御藏物品目録』の一五六件を数える品目の上にも見出しえないからである。ちなみに両目録には、玉虫厨子と同様に金堂内に宝感されていた金銅仏四十八軀や

七曜宝劍一振などの品目も見られる。

おそらく事情は旧幕府時代にもあまり変りはなかつたとみえて、幕末の栗原信充の撰述する『法隆寺寶物考証』に(19)も、七曜御劍以下聖徳太子由縁の品と目された六十九件に及ぶ宝物が挙げられ、詳しい解説がなされているにもかかわらず、やはり玉虫厨子の名を見ないのである。(20)

また前述の川田剛も、その講演のなかで寛政の頃幕府の命をうけて京都、奈良辺に出張して古社寺の調査に当つた幕府の儒官柴野彦輔、奥右筆屋弘賢、絵師住吉内記らが記す『寺社寶物展覧目録』には、およそ二千点近い宝物の名が記されているものの、法隆寺の玉虫厨子や薬師寺の吉祥天画像の名が見られないむねを述べている。

江戸時代末期に、法隆寺の金堂内の拝観が許されていたことは、天保の宝物開帳の際に『法隆寺伽藍本尊靈寶目録』(21)が発行されていてことからも伺れる。なお、同目録には「玉虫厨子觀音推古天皇御守り本尊なり」として玉虫厨子の名も見られるが、玉厨子と記されている。江戸時代には、玉虫厨子は法隆寺内ではもっぱら玉厨子、あるいは珠厨子と呼ばれていたことが知られる。(22)

また、天保年間には諸堂を拝観する人たちのために案内

人がいたという記録も残されていたよう⁽²³⁾で、拝観者は、東戸から金堂内に入ると直ぐ眼の前に玉虫厨子を見ることができたはずである。そうした事情は、明治に入つてからもさほど変つたとは思われないのである。それというのも、明治になつてからの法隆寺には、拝観料を必要とするそれなりの経済的な理由もあつたにせよ宝物の公開にはかなりの積極的な姿勢が見られるからである。それも法隆寺の諸堂においてばかりでなく、明治八年（一八七五）には、奈良興福寺の東金堂における法隆寺宝物の展覧会や、同年に始まる奈良博覽会に法隆寺から多数の宝物の出陳がなされているのである。

なかでも、すこぶる感に堪えないのは、堂外不出とばかり思つていた玉虫厨子が、その翌年の明治九年（一八七六）の第二回奈良博覽会に出陳され、東大寺の大仏殿で三月十日から同年の六月二十五日までじつに百日間という長期間にわたつて公開されていたことである。動員された観客は九万三千人余に及んでいる。現在、当時の「明治九年奈良博覽會物品目録」（第一号—第十五号）が東大寺図書館に所蔵されているが、縦二四・五センチ、横三四・七センチの美濃版木版刷の絵入目録で、玉虫厨子の品目の箇所には、

玉虫厨子

扉ノ裏ニ千躰ノ仏像ヲ彫刻ス

法隆寺所藏

と記され、斜め正面から見た厨子の全図が掲げられてゐる。

なお、この奈良博覧会についても簡単に述べておくと、

第一回の奈良博覧会が開催されたのは、明治八年（一八七五）であり、途中明治十年を除いては二十三年まで都合一五回開かれており、会期は四月一日に始まり六月十九日に終つた第一回を例外とすれば、おおむね三月から五月にかけての好季節に催すのを常とした。会場には東大寺の大仏殿と東西回廊がもっぱら使用され、会場陳列の物品は、東大寺の正倉院御物や法隆寺藏の聖徳太子御物をはじめ古社寺の宝物および個人の所蔵する古器旧物、産物、器械、鉱物、薬物、動植物などありとあらゆるもののがその対象となつたといふ。

この奈良博覧会は、直接には明治四年（一八七一）に開催された京都博覧会に刺戟されて、明治七年に地元の植村久道や鳥居武平らによつて、古都奈良の殖産興業のために創立された株式会社奈良博覧会社によつて企画・運営された

のであるが、正倉院御物をはじめ大和の古社寺の宝物の出陳を中心とする博覧会構想というものは、もともと明治五年のいわゆる「壬申の調査」の主班であった文部大丞町田久成や外務大録鰐川式胤らが、ほぼ一週間にわたつて行った正倉院御物検査の際に、奈良滞在中県庁や民間有力者たちに語り合つた構想が、やがて地元の殖産興業の熱意と相俟つて実現に向つたものとみられている。

ところで、奈良博覧会出陳の玉虫厨子についてであるが、東大寺の大仏殿に百日間にわたつて出品された玉虫厨子が、およそどのような評判をえ、反響をもたらしたかについては、江戸時代においてもそうであつたように、一般的の参觀者の声はともかくとしても、有識者の見聞を伝える資料は今日まつたく残されてはいないのである。それはひとつには同時に開かれていた正倉院御物の出陳に圧倒されのことではあるが（明治九年奈良博覧会大佛殿内正倉院御物陳列目録）によれば、出陳品目は一五三件、八二五点を数える、しかしそれだけではないようと思われる。

もともと玉虫厨子は、少くとも江戸時代から明治の初め頃までは、幽暗な金堂内にあつてそれほど人目を惹くこともなく、またよく知られてもいなかつたのではないだろう

か。江戸時代、法隆寺の僧によつて寺託の上に撰される場合も、玉虫厨子の厨子全体としてではなく、厨子内の本尊のみが対象になつてゐるのである。その本尊名は時として阿弥勒三尊であり、また觀音立像にはかならなかつた。

四 小杉権邨と『古今目録抄』

すでに述べてきたように、はじめて玉虫厨子が、明治の法隆寺研究史の上に登場するためには、まさしく明治二十二年三月の皇典講究所における小杉権邨の講演に俟たなければならなかつたわけであるが、では小杉の場合、いわば玉虫厨子発掘ともいふべきこの深い関心の在り方は、一体何に由来するのであらうか。

じつは小杉には、『古今目録抄』の自筆の写本がある。それは小杉の手になるおびただしい数の古文書の写本を集録した『徵古雜抄』百四十余冊のなかの一冊に収められてゐるが、すこぶる興味深いことには、小杉自身がその自筆写本の扉の裏の余白いっぱいに、『古今目録抄』を写すに至つた経緯を備忘のためにこまかに朱書していることである。つぎにその全文を写しとつておきたい。

「権邨云法隆寺ニ伝フル所ノ古書ニ古今目録抄ト云フモなく天平十九年(七四七)勘録の『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』をさしており、また『目録抄』は、鎌倉時代の法

隆寺僧の顯真によつて撰述された『聖德太子伝私記亦名古古今目録抄』をさしておる。

ところで、『古今目録抄』といえば、小杉は、講演のなかで、法隆寺建立の問題をはじめとして、じつに八回にわたつて、『古今目録抄』からの引用をあえてして いる。つまり、小杉は、法隆寺の宝物を、わけても玉虫厨子を実地に調査する以前から、すでに『古今目録抄』によつて熟知していたのである。顯真的言葉を実物に照して確かめることに小杉の最大の関心があり、無上の喜びがあつたものといえよう。

じつは小杉には、『古今目録抄』の自筆の写本がある。それは小杉の手になるおびただしい数の古文書の写本を集めした小杉の言説に見られるように、小杉は玉虫厨子について語るに際して、まず何よりもさきに『資財帳』と『目録抄』との記述を対照させて、その符合を实物の上で検証しているのである。ここで「資財帳」というのは、言うまで「権邨云法隆寺ニ伝フル所ノ古書ニ古今目録抄ト云フモナルヨシハ曾テ聞クコト久シカリシヲ一日大橋長憲ガ彼ノ寺僧ニ請ヒテ写シ得タリトイフ談話ニ及ブ イトモウレ

シカバヤガテ長慧ニ借り來テ讀ミ見ツ、ヨヒノゴトノ筆
スサミニ如此写シ畢ヘテ藏書トシツルハ去ル九年バカリノ
事ナリキ 然ルニ近年彼寺ノ什寶著明ナルモノミナ取ソロ
ヘテ宮内省ヘ献品シテ御物トナリシ中ニモサルベキ品ニハ
上野ノ博物館ニ陳列セラル、ヨシウケ給ハリツレバ其稀世
ノ古物ヲ縦覽スルツイデニコノ目録抄モアリヤナシヤトウ
カマフニ果シテ列品セサセ給ヘリ サレバ館ニ就テヒソカ
ニ手マサグルニ凡ソ目録抄ト言フモノ二部アリ 其一部ハ
コノ長慧ガ寫シ得タル所ノ者ト同種ニシテ異同ハ少シク無
キコト能ハザレトモ卷子二本ニ調シタレド所々蠹損腐朽モ
アリテコレモ見捨ガタキ古鈔本ナリ 一部ハ四五寸四方バ
カリノ小帖上下二本アリ ソノ樸實イハン方ナク古拙愛ス
ルニ餘アリ 今按スルニコノ小帖蓋シ原本ナリ 本人ノハ
シニ 顯眞 カヤウニ朱印ヲ捺シテ表裏トモニコマカニ書ツ
表題ハカク アリテ上下同 シサマナリ

太子伝古今目録抄 上巻 顯 真 聖德太子傳私集

虫バミ腐壞ノアトモ見ニ モイト多シ コレモナホ
コノ長慧ガ寫本ニ校スル

ニ長慧寫本ニハ或ハ洩レタルモノ及ビ裏ガキヲ本文ニカキ
ツムケタルモノノ入り雜リイト多シ ソノカキ入レ難キ者

ハ別ニ寫シ取テ後附トシカキイレ易キ者ハミナコマカニ書
入レテ思フニ今一部ノ卷子本ハ小帖原本ヲソノカミ寫シ取
リテ今カク流布スル所ノ古今目録抄ノ體裁トナリシモノナ
ラン 又按スルニ顯眞原文モ旧ヘ小卷子ナリシヲ後ニ其ノ
破損シヤスキヲオモヒ慮リシテ小帖ニハシタテツルナルベ
シ ゾノヲリ剝脱シタル所モアリシヤウニオホユル所ナハ
キニシモアラス○サテ其ノ比較セルヤウ人赭色ノカキイレ
原本ヲ寫ス者朱色ノカキイレハ樞邨ノツマジルスル者ナ
リ

カク校合シツ、備忘ノ一言ヲ餘白ニノゾミテカクナム

明治十六年九月七日

樞邨又云コノ目録抄顯眞カキシ時代ハ裏書ニ依リテ按
ツルニ延應寛元年間ナリナホコノ顯眞ノコト法隆寺
主千早定朝ニキキシ返書アリ 繕編古文古器ノ部二ノ
卷三収載ス 参看スヘシ 又法隆寺別當次第記ニモ委
シク見ニ

ざらにまた本文の始まる次頁の表題の右肩にも次の書入
れが見られる。

「明治二十年六月ミヅカラ法隆寺ニモノシテ古文書古經
等親シク見アサルツイデニコノ長慧ガ寫得シ原本ヲ搜リ出

セリ 按スルニ別ニ古今目録抄ト題スル者モアリテコノ類
イト多ク私記セリト見ニ 後證ニ備ヘシトテスナハチニカ
キ入ル 樞郵

ところで、右の明治十六年（一八八三）の日付をもつこの長文の備忘によると、小杉は、大橋長慧が写した法隆寺蔵の巻子本『古今目録抄』の写本を借りて、さらにこれを又写したというのであるが、その時期は、「去ル九年バカリノ事ナリキ」と記しているので、備忘の日付から數えて九年前、すなわち明治七年（一八七四）ということになる。

この巻子本のほかに法隆寺には折本、すなわち小杉のいう小帖本が伝えられており、いずれも法隆寺の格別な宝物

として、明治五年の「壬申の調査」の際の『寶物目録』にも、また明治九年の宝物皇室献納のための『法隆寺御藏物

目録』にもその名が見られるのである。小杉の備忘によれば、小杉は、自筆の写本をその後献納宝物として上野博物館に陳列されることとなつた折本とも照合している。書き入れは勿論、虫ばみや腐壊のあとまで見ているその観察はすこぶるこまかである。

なお、小杉は樞郵又云の追記のところで、『古今目録抄』の撰述された年代にふれていたが、今日、荻野三七彦氏の

考証では⁽³⁰⁾、折本は、顯真自身の稿本であり、また編著年代は、上巻は嘉禎四年すなわち暦仁元年（一二三八）とされており、下巻は一応延応より寛元に至る数年間（一二三九—一二四五）に擬せられている。

ついで最後の、末尾に樞郵と記す短い備忘には、明治二十年（一八八七）の六月に、みずから法隆寺へ行き、「古文書古經等ヲ親シク見アサル」とともに、長慧が写したという巻子本の『古今目録抄』（献納宝物のなかにも巻子本があるが、当然これとは別のものである）に対面している。全国宝物取調の前年のことである。

五 黒川真頼の玉虫厨子に関する講演

さて、小杉樞郵の講演から二月後の五月十一日、やはり皇典講究所で「東大寺法隆寺の話」と題して黒川真頼の講演⁽³¹⁾がなされているのであるが、期せずして、同じく国学者であり、つとに高名であった黒川によって、小杉に統いて再度玉虫厨子が紹介されたことは、当日の聽講者に、また雑誌購読の一般識者になみなみならぬ感銘と強烈な印象をあたえずにはおかなかつたはずである。

ちなみに、ここで黒川が東大寺と云っているのは、東大寺の正倉院をさしておる、明治十五年（一八八二）の九月、⁽³²⁾當時内務省の博物局史伝課長兼図書課長の任にあつた黒川は、黒川の言葉をもってすれば「正倉院の寶物を残り無く取調べき命を蒙り、勅使と共に開封して、勅使は帰り、予は奈良に留りて日々寶物を改むるに従事し、或は寸尺を量り、或は重さを量りて、一々帳簿に記載し、七十餘日を経て、其の功を終へたり」という正倉院御物の丹念な調査に当つていたのである。黒川が法隆寺を訪ね、はじめて玉虫厨子に接したのはその間のことであつた。

「玉虫の厨子は有名の物なり、然れども玉虫と称する所以を知らざる者多し、予も其故を知らざりしかば、明治十五年十一月法隆寺に至り、此の厨子の事を寺僧に問ふに、玉虫の装飾ありしが故に、玉虫の厨子と云ふと傳へたりと答へたれど、然る氣色も見えず、同月奈良に歸りて、正倉院の武器を調査するに方りて、箇を點検したるに、數多の中に、矢の羽の本末の處を、玉虫の羽を以て巻く裝飾とせる者十數本あるを見たり、是に於て思へらく、玉虫の厨子の装飾も亦此の如くなりしなるべしと。

其の後古今目録抄を見るを得て、玉虫の厨子の條を

読みたりしに、其の文に云はく、推古天皇御厨子也、其形腰細也蓋須彌坐、以ニ^テ玉虫羽^一以^レ銅彫^一透唐草^一下^二臥^レ之とあり、是に於て、始て予が既に想像せしに違ひざりしを知り、又同書に云はく、玉虫厨子、此^レ橘寺滅滅之時所^レ送者也、内ニ一萬三千佛御^一高七尺^一とあり、因て考ふるに、此の厨子は、元は橘寺に在りしなりけり、内に一万三千佛おはしますとは、厨子の内部にからかねの押出し佛を張付けたるさまを云なるべし、高七尺とは、厨子の惣高さ七尺ありと云へるなり、又同書に云はく、玉虫厨子、其内金銅阿彌陀三尊御^一、其レ^フ盜人取^レ、光二許所^レ残也とあり、因て按するに、本尊は既く盜人に取られたるなり、光二許残也とは、後光の残りたるなり、故に今は厨子のみ在り、是にて玉虫の厨子の由来は能く知られたり、

予昨明治廿一年、京都、大坂、二府、滋賀、奈良、和歌山三県、巡回の際、此の厨子を再見して、玉虫の羽の有無を調査せんと欲せしに、大坂府下にて覆車し、負傷の難に遭ひて法隆寺に赴くこと能はず、因て同行人印刷局技手石井重賢氏に巨細を語りたるに、同氏熟視して歸り来て云はく、彫透しの金具の下に、僅に玉虫の羽の存する所四五個を辛く見出たり、心づかずば見過すべしと云はれたり、是

に於始て慥なる現在の徵證を得たり、玉虫の羽を以て裝飾したる矢は、正倉院に現存する所のもの既に千百有餘年を経たり、斯く現存することは其の用ゐる處によるなり、今此の羽を用ひて器財を裝飾せば如何、是等は美術家の心得にもとて示す

玉虫の厨子の台の繪は、漆と密陀僧にて書きたりと思はるれど、慥にはわかり難し、其の図甚だ異様のものなれど、筆意頗古雅なり、其の何の圖なるを知らざりしに一日金光明經を讀みて、其圖を悟れり、是は金光明經の捨身品なる、薩埵王子の餓たる虎に我身を與ふる所の圖にて、裸体なるは薩埵王子なり、此の厨子推古天皇の御厨子と、古目錄抄にあるに拠るに、此の繪は、推古の舊物なれば、千二百七十年の上古の畫風を見るべきものなり、是は画家の心得の爲にもとて示す」

以上が、黒川が、玉虫厨子について語った内容のすべてであるが、ちなみに黒川は、この講演のなかで、現在の法隆寺の建築が推古創建のものではなく、天智紀に言う法隆寺罹災後の再建であることを、繰返し論じている。

「予明治十五年法隆寺に至り、寶物を拝見せしついでに寺僧に問ふ、此の寺の建築は何天皇の御代なりや、僧答へ

て推古天皇の時御建立のまゝなりと云ふ、世人も亦推古の舊物なりと思へり、然れども此の寺、推古の旧物にあらざるとは、天智紀八年の條に是冬災三斑鳩寺」と見え、同紀九年の條に、夏四月癸卯朔壬申夜半之後、灾ニ法隆寺一屋無レ余と見えて、日本紀を読たるほど的人は、誰も知りたるべき事なれども、心づかぬにやらん」

まさしく法隆寺再建説の嚆矢というべきであり、正史を不謬の書とする国学者の面目躍如たるものがあるといえよう。黒川の法隆寺再建説は、この講演の翌年の明治二十三年（一八九〇）には、「法隆寺建築説」としてまとめられ、創刊間もない『國華』第一卷に三号にわたって連載されることになるのであるが、黒川の再建論が、明治政府によって行われた全国宝物取調の直後に、その主班格のひとりの黒川から発せられたことに、法隆寺は動搖を隠しきれず、深刻な危機感を抱かざるをえなかつたはずである。かくして明治二十六年（一八九三）には、古老の伝にことよせて、「天智紀にいう法隆寺罹災は幸隆寺の誤り」とする苦肉の法隆寺非罹災説の火の手が、ほかならぬ法隆寺から上ることになつたのであるが、詳しいことは、後述の伊東忠太、塚本靖の法隆寺建築論を紹介する際に述べたいと思う。

これに対し、小杉は、同じく国学者として、正史を不謬の書としながらも、顯眞の『古今目録抄』に法隆寺の天智權災の記事が見られないところから、当初はかえって逡巡を余儀なくされていたのである。その小杉が十八年後の明治三十八年（一九〇五）には、法隆寺再建論者の筆頭のように目されて、平子鐸嶺や関野貞など新進氣鋭の非再建論者から標的にされ、激しい十字砲火を浴びることになったのは、歴史の常とはいえ、いささか感慨なしとしないのである。

六 「玉虫の羽」に寄せる兩國学者の関心

ところで、皇典講究所における小杉権邨、黒川真頼両国学者の講演を読んで、たいそう興味をおぼえずにはいられなかつたのは、兩人ともに、玉虫厨子の名の由来となつた「玉虫の羽」にすこぶる関心をいたいて、玉虫厨子の調査に際して、熱心に探索していることである。それは同じく玉虫厨子を明治の法隆寺研究史の上に登場させた当時の美術史家、あるいは建築史家にはまったく見られなかつたところであり、国学者に共通した関心の在り方がうかがわれる

るのである。そして『古今目録』に言う「以^レ玉虫^ノ羽^ヲ、以^レ銅彫透シタル唐草^ノ下臥^レ之」の一条の重みを、いまさらながらに思わずにはいられないものである。

ちなみに、小杉は、皇典講究所で講演のあつた翌々年の明治二十四年五月に創刊された月刊の美術雑誌『東洋美術』（東洋美術會刊）に、「法隆寺金堂の玉虫の厨子」と題する論文を第五号から第八号まで四回にわたって連載しているが、玉虫厨子の羽に対する関心の深さの行きつくところ、自分の眼で羽の有無を確かめるべく、蠟燭で照らして探索したむねを、次のように述べている。⁽³⁵⁾

「果して玉虫の羽ふきたらんには、此金具のあはひ、いづこにかのこれんと思ひ起して、二十一年の十二月、本寺の古宝物再々檢のをり、本舎の石井鼎湖ぬし（筆者注・東洋美術會の会員）も其事に従ひて、ともに金堂に入りしついでに、互みに眼を借ひて蠟燭をして鑿りもとむるに、辛くして二三点、今なほ金具のあはひに遺存^{ノコリ}るを、発見しつる嬉しさ、譬へをとるものなし、實にむかしの人は偽らざりきと石井ぬしにかたらひて、其事物にあたるごとに、更に／＼古書の尊きを覚えぬ、まことや此太子傳私記一名古今目録抄といふものは、法隆寺の三綱の一人、顯眞といふ

人が、嘉禎ごろより寛元頃までかけてものしつる、太子傳

の註解ともいふべき、法隆寺典故は大かた網羅しつる、一大要書なり、事実若し此要書なかりせば、玉虫の羽をふきしといふ事、何に拠つてか其明證を得ん、(略)此太子傳私記、自筆の原本は、先年法隆寺の寶物、夥しく宮内省へ献納しをり、其献品の中にありて、今帝國博物館歴史部に列品したり、されど顯眞が此私記を書あつめし時代には、玉虫の羽もいと鮮明に見得られし頃なれば、斯る注文もありし事疑ひなし

まさしくここに、国学者の面目躍如たるものがあるのを見るのであるが、げにむかし人は偽らざりき、というこの篤実な国学者の言葉に、何よりも小杉そのひとのひたすらな玉虫厨子研究の核心が見出されるように思われるのである。

なお、小杉には、さらに五年後の明治二十九年(一八九六)にも『國華』第七八号に掲載された「法隆寺金堂に置く所玉蟲の厨子」なる論文があるが、その内容は、この『東洋美術』に連載された論文と、わずかに字句の表現に洗練さが加わったのを見るだけで、ほとんど変つてはいない。小杉は、繰返し繰返し玉虫厨子を喧伝してやまなかつ

たのである。

玉虫の羽といえば、小杉は、「法隆寺金堂の玉虫の厨子」のなかで、さきほどの玉虫の羽に関する論考に統けて、鎌倉時代に京都靈山の僧定円が詠んだ玉虫厨子と題する歌一首を紹介している。それは、玉虫厨子という名称がいつ頃から始まつたかを知る上でもたいそう貴重である。

「又按するに、京都靈山の定圓法印、曾て本寺に參籠し、堂塔の寶物などを觀て其意を歌に述べたる、弘安元年閏十月十二日の記、本寺に一巻あり、其中に玉虫厨子といふ題を有みて、

すかしなす佛のいますかざりまで

さぞ玉虫のひかりますらん

と詠み、また康安二年三月に、本寺の五師源春房重懷が、当時の事初を白拍子につくりかぞえしを、貞治三年八月に筆せし、白拍子記とあざなすものを、本寺にありて、其文に、『東面ニ玉蟲葺ル玉殿アリ、推古天皇御厨子也、金銅ノ彌陀三尊ヲ、本尊ニ安置シ給ヒケリ』、と見え其後寛正五年九月にかける法隆寺佛像記にも、なるほど同じく記せらるなど、皆當時その玉虫は、あきらかなりしなるべし、さてかく天産の彩色を具へつる、鳥虫などの羽毛を、其まゝ

にあやどりし風俗、上古には珍らしからざりしと見える、寧樂正倉院御保存の、鴨毛もて字体を巧みにふせたる、いはゆる鴨毛の御屏風あり、又同じく御保存の、征天のうちには、筈の裝飾を、玉虫の羽をものしたるも見ゆ、但し此類の流行發明は遠く海外より傳來せしものならん能く考ふべし」

ちなみに、ここで小杉が紹介している、玉虫厨子と題する一首の載つてゐる弘安元年（一二七八）の本寺所蔵の一巻といふのは、定円撰述の『堂塔寶物拝觀記⁽³⁷⁾』であるが、この玉虫厨子の一首をはじめ定円が法隆寺宝物を詠んだ歌三十首は、その後、江戸中期の覚賢撰の『斑鳩古事便覽⁽³⁸⁾』の卷末にも収録されている。

なお小杉が、寛正五年（一四六四）の『法隆寺佛像記』をふくめてこれらの法隆寺藏の古文書をいつ頃閲讀したか、すこぶる興味のあるところであるが、さきに紹介したように、小杉の自筆写本の『古今目録抄』の本文の初めの備忘の墨書に、「明治二十年六月ミズカラ法隆寺ニモノシテ古文書古經親シク見アサルツイデニ」と記されているところをみると、あるいはこのときであつたかも知れない。現在、小杉の自筆写本の『古今目録抄』は、既に述べたよう

に小杉が生涯をかけて筆寫した古文書・古記録・古經等の集成である『徵古雜抄』の一冊に收められているが、『白拍子記』や『寶物和歌』の自筆写本もまた『徵古雜抄』に收録されている。

ところで、小杉は、玉虫の羽に見られるような「天産の彩色を具へつる、鳥虫などの羽毛を、其まゝにあやどりし風俗」は、奈良の正倉院御物の「鴨毛の御屏風」、すなわち今日言う「鳥毛篆書屏風」、あるいは征天の筈の裝飾にも見られるとして、「此類の流行發明は、遠く海外より傳來せしものならん、能く考ふべし」と言つてゐる。五年後の論文では、この箇所を「遠く海外より傳へ來しものか、固有の美意匠か」とさらに問ひ直してゐる。ちなみに、「鳥毛篆書屏風」の篆書の上に貼られている鳥の羽は、日本産の雉や山鳥の羽であるところから、わが国で製作されたものとされている。⁽⁴⁰⁾ なお、これは小杉が知ればたいそう喜んだことと思われるが、この屏風の書の地文には、丹褐色と緑青の顔料で雲草や花鳥文の吹絵が施され、金銀箔や玉虫の羽の細片が散らされているという。

さきに見てきたように、黒川真頼もまた、玉虫厨子の玉虫の羽にすこぶる関心をいだき、やはり正倉院の征矢の筈

の例を引き合いに出しているのであるが、小杉、黒川ともに、法隆寺宝物の取調以前に、すでに正倉院御物調査の経験があったことは、玉虫厨子を精査する上でたいそう役立つてゐるようと思われる。

ところで、ここで小杉が問うてゐる玉虫の羽をもつてする装飾意匠が、はたして遠く海外から伝えられたものか、あるいはまた我が国固有の美意匠か、であるが、玉虫厨子に用いられた玉虫の羽が、日本産か否かをめぐっては、その後三十五年ほど経つて、大正十四年（一九二五）に考古学者の浜田耕作によつて「玉虫翅飾考」⁽⁴⁾が提出されるに及んで、ようやく小杉の問い合わせに答える機運が熟してくる。すなわち、玉虫厨子に使われた玉虫の羽が、日本原産の玉虫のものかどうかについて、さらに争わることになるのである。

るので、それらを紹介するとともに、「玉虫厨子の調書」の内容に及びたい。

現在、東京国立博物館に保管されている明治二十一年の全国宝物取調の際の法隆寺関係の資料は、三つの別々の綴りの帳簿のなかに収められている。その一つは、奈良県下の古社寺から調査前に提出された宝物目録を綴つた『奈良縣寶物目録』であり、あとの二つは、調査の際と調査後とにそれぞれ時期を異にして作製された、同じ表題をもつ『奈良縣寶物精細簿』である。

さて第一の『奈良縣寶物目録』であるが、原簿の表紙には、中央に「寶物目録 中」とあり、右肩に「奈良縣」、右下に「參綴」、左上に「寶器課」と墨書きされている。そしてその上方に二段に分けて、朱筆で、山邊郡、磯城郡、宇陀郡、高市郡、平群郡、葛城郡と記入されている。

つまり、『奈良縣寶物目録』中、といふのは、この関係の參綴（三冊）のうちの二綴目（第二冊分）という意味であり、朱筆の郡名は、これらの郡下の古社寺の目録が収められていることを示している。法隆寺は、當時「平群郡」に属していたので、このなかに綴られてゐるのである。

まず法隆寺関係の目録の表紙には、「法隆寺仰藍及ヒ民間

では最後に、明治二十一年の全国宝物取調の際に、法隆寺においてどのような宝物取調が行われたのか、その模様を伺うに足る資料の一部が東京国立博物館に保管されてい

七 全国宝物取調の際の「玉虫厨子の調書」

什寶番號牒」と二行にわたつて大きく墨書きされ、その右に「明治廿一年六月六日取調」、左に「法隆寺院」(法隆寺の朱印)と記されている。なお、ここで六月六日取調であるのは、法隆寺がこの目録を作製したときの日付であつて、九鬼図書頭を委員長とする全国宝物取調の一行為来山したときの日付ではない。すでに述べたように、六月二十一日の『官報』によれば、九鬼一行によつて法隆寺、法起寺、法輪寺の宝物点検が行われたのは、六月八日から十三日までの六日間であつた。

ついで目録の一覧表が始まるのであるが、目録は、野のある美濃紙の紙面を上から、番号、種別、寸尺、筆者、寺院名、の五段に分け、法隆寺の場合は、中門から始まり、金堂、五重塔、大講堂という順で山内の堂塔・子院・事務所など三十に及ぶ箇所の宝物が、全部で九八六件逐一リストアップされているのである。玉虫厨子は、金堂の部の二番目に次のように記入されている。

番号

種別

寸尺

作者

寺院名

貳號 玉虫厨子 七尺六寸 不詳 同 斷
ここで、寺院名の欄に「同斷」とあるのは、右に同じといふ意味で、すでに前の行に「同寺金堂」と記入されてい

るからである。さらに「同寺」については、目録のいちばん最初の「中門」と表示された行に、「大和國平群郡法隆寺中門」と記されている。なお、中門の部では、仁王像二軀のみがそれぞれ壱号、式号として記載されているが、種別の欄には、「二王ノ内東木像」あるいは「三王ノ内西木像」とあり、なぜか塑像が木像と誤って記入されている。

金堂の部では、式号の「玉虫厨子」の前に、壱号として「四天王ノ内木像良」の記載が見られる。良(うしとら)、すなわち東北隅にある多聞天像から金堂内宝物の記載が始まっているのである。玉虫厨子のつぎの三号には「觀音木像」、四号に「四天王ノ内木像異」、すなわち東南隅の持国天像、そして五号に東の間の本尊「藥師金銅像」と統いており、金堂の東戸から入つて左へ須弥壇のぐるりを南の正面へ廻る道順に沿つて、金堂内諸像のリスト・アップがなされていることに容易に気がつくのである。

そして、これらのリストの上の欄外の余白に、照合の印なのであらう「檢」やら「X」やらの記号が認められ、またひときわ大きく、かつ乱雑な筆で「3」や「1」などの数字が書きこまれている。調査の現場でなされた等級の判定であり、「1」の表示は優等を表わしているものとみて

よい。取調べた宝物に逐一等級をつけたことは、現地から報ぜられた『官報』記載の「美術ニ関スル報告摘要」を紹介した際に、すでに見てきたところであり、六月二十一日の『官報』⁽⁴⁵⁾の報ずるところでは、法隆寺、法起寺、法輪寺の三寺において検閲した収蔵品の総数は、じつに千三百点にものぼり、それらのうち「優等ト認メタモノ八百七点、之ニ次クベキモノハ百三十一点」であった。

では、玉虫厨子は何等に判定されているであろうか。上欄には①と表示されており、まさしく優等にランクされていることがわかる。ちなみに、中門の部の壱号、弐号の両仁王像はともに三等、金堂の部の多聞天像、四号の持国天像も揃って優等であり、そのほか金堂では、東の間の本尊の金銅薬師像、中の間の本尊の金銅釈迦像とその両脇士像、增長天・広目天の両像、天蓋三個、そして壁画が、それぞれ優等に指定されている。

なお、こうした玉虫厨子の優等に対し、つねに古文献の上で対照的に記述されている桶夫人厨子が、はたして何等にランクされるかは、いささか興味のあるところである。桶夫人厨子は、『寶物目録』には、

貳十四号 桶夫人持佛堂 八尺八寸 不詳 同断

と表記されているが、上欄の等級の判定は2であり、玉虫厨子よりは一等級落ちている。二等といえば、この「桶夫人持佛堂」のつぎに、弐十五号として、百濟觀音像とおぼしき「朝鮮風觀音木像 七尺」なる品目を見るのであるが、この像もまた「桶夫人持佛堂」と並んで2と評価されているのは、いささか感慨なしとしないのである。

つぎに、二つの同名の『奈良縣寶物精細簿』についてである。それぞれ表題の下に壱および弐の番号が付されているのであるが、内容の上から判断すると、かえって弐の番号を有する台帳の方が調査時のものと見られるのであり、壱の方はその後の整理時のものと考えられる。前者の表紙の右下には、共七綴、後者には、共四綴とあり、両者が異つたシリーズの帳簿の一冊であることが理解されるのである。

さて、まず調査時のものと見られる『奈良縣寶物精細簿』貳についてであるが、表紙の左肩に朱筆で「平群郡法隆寺」と記されており、この帳簿のすべてが法隆寺関係の宝物の調書の綴りであることを示している。調書の用紙は、有罫十行で、第一行目から種類、(二行目は品目名を記入するため空欄)、所有、箇數、作者、年代、品等及真偽

ノ考按、物質、大サ 橫、傳來、の順で活字が印刷されており、それぞれの行の余白に調査の内容を墨筆で記入している。

早速、「玉虫厨子の調書」(挿図1)について見てみると、

つぎのような記入が認められる。

(未寫眞渡濟
(墨) 第四一五号

(未印)
卅三年四月二日調
無異動

(活字)種類

(墨)美術工藝

(未)第三三一四号

(墨)玉虫厨子二号

(墨)渡濟

(未)法隆寺金堂

(活字)所有

(墨)一個

かさりまでさそ玉虫の
すかしなす仏のいます

(活字)作者

(墨)推古時代

(未)國寶

(活字)年代

(墨)一等

卅年十二月官報

(活字)品等及眞偽ノ考按

(未)木製縁金物銅唐草透彫

(未)三面ノ屏各佛像ヲ画キ

(活字)物質

(未)高堅
(活)横七尺六寸

後一面多宝塔ヲ画ク

(活字)傳來

(墨)大サ

須弥座ノ正面ハ舍利供

また、欄外の左余白には、二行にわって、

(未備考)

聖德太子傳私記云以玉虫羽以銅彫透唐艸

下臥之其内金銅阿弥陀三尊御ケリ

という書入が見られ、さらに欄外の上の余白にも、左から右へつぎの墨および朱の書き込みが見られる。

以上が、「玉虫厨子の調査書」に記入されたすべてであり、墨書は調査時、朱筆および朱印はその後のものと見ら

山ノ図

方ハ涅槃經後方ハ須弥

光明經左

方ハ涅槃經後方ハ須弥

挿図1 「玉虫厨子の調書」写し（『奈良縣寶物精細簿』貳 東京國立博物館）

種類	美術工藝	第三四号
第四十五号	渡濟	渡濟
無	法隆寺	金堂
第一一三号ヨリ 第一一九号ニ至ル	所有	法隆寺
定圓法師弘安頃ノ人 すかしなす佛のいます さりまでさそ玉虫の 光ますらん	筒數	金堂
玉虫厨子	二号	二号
作考	一個	一個
年代	推古時代	推古時代
品鑒及眞偽ノ考按	一等	一等
物質	木製	木製
三面ノ扉各佛像ヲ画キ 後一面多宝塔ヲ画ク 須弥座ノ正面ハ舍利供 蓋右左ハ金光明王經左 方ハ涅槃經後方ハ須弥 山ノ圖	縫金物銅唐草透彫 扉及須弥座密記繪 七尺六寸	縫金物銅唐草透彫 扉及須弥座密記繪 七尺六寸
傳來	大サ	大サ
備考	聖德太子傳私記云以玉虫羽以銅彫透唐草下臙之其内 金銅阿弥陀三尊御ケリ	聖德太子傳私記云以玉虫羽以銅彫透唐草下臙之其内 金銅阿弥陀三尊御ケリ

(注) 行書体は手書きの墨文字、アミ文字は朱文字、他は活字。

れる。もつとも墨筆による記入が調査時のものとしても、はたして明治二十一年の六月の際のものかどうか、かならずしも定かではないが、この調査用紙に「臨時全國寶物取調局」のネームが入っていないところをみると、宮内省内にこの局が新設されることになる九月よりは以前の調査とみて差支えないようと思う。なぜならば、もう一つの『奈良縣寶物精細簿』壹に使用されている調査用紙には、すべて「臨時全國寶物取調局」と印刷されているのを見るからである。

また、この「玉虫厨子の調書」における朱筆および朱印についても、明治三十年（一八九七）十二月の『官報』によつて、「國寶」に指定されたことを示す朱筆と、同じく十三年（一九〇〇）四月二日の調査によつて「無異動」であることを確認する朱印以外には、この調書の朱筆による書き込みがいつ頃のものであるか、不明である。

ところで、これらの朱筆の書き込みにすこぶる興味をおぼえざるをえないのは、まず第一には、もともと調査の目的とする調査事項の書入れからいわば逸脱して、玉虫の羽に関する記述が、古文献から引用でなされていることである。すなわち、『古今目録』に言う「以玉虫ノ羽、以銅

彫透シタル唐草・下臥レ之」の一条が、ここでも書き込まれ、さらに定円法印の「すかしなす佛のいますかざりまでさぞ玉虫の光ますらん」という歌まで書き込まれているからである。これら朱筆の行間から、小杉権兵そのひとの顔が彷彿として浮び上つてはこないだろうか。

なお、つぎにもう一つの『奈良縣寶物精細簿』壹における「玉虫厨子の調書」についても、簡単に紹介しておきたい。この帳簿の表紙には、表題の右に「共四綴」とあり、

また、左方には「添上郡 春日神社 手向山社 興福寺」と「平群郡 法隆寺」とが二行に書かれている。すでに述べたように、こちらの用紙には、半切の美濃紙の欄外左隅に「臨時全國寶物取調局」の名称が入つており、一枚に二件分の調査結果がきわめて簡単に記録されている。

いま「玉虫厨子の調書」について述べると、有野の欄は三行からなり、一行目には、上から、「一等」、「奈良縣」、「法隆寺金堂」、二行目には、「美術工藝」、「玉虫厨子二号」、「壹個」、「堅七尺六寸」、「推古時代」、三行目はいわば備考欄で、「寫眞第四一二号種板第一三号ヨリ、」と記入されている。そして、同じ用紙の左側に、同じく一等の、金堂の天蓋三箇についての記録が見られる。この「精細簿」で

は、すべての物件が、壱等、二等というふうに等級別に整理されているだけである。したがつて、全国宝物取調の際の帳簿というよりは、かなり後日になってからの調査の整理簿と見なされるのである。

八、玉虫厨子絵の主題

ところで、前述の『奈良縣寶物精細簿』貳の「玉虫厨子の調書」の朱筆の書入れを見て、いささか感懷なしとしないのは、今日においてもなお、必ずしも決着をみているとは言えない玉虫厨子の絵の材料と、絵の主題とに関するいわば争点とも云うべき問題が、すでにここに現れているのを見るからである。

さて、まず、玉虫厨子絵の材料に関してであるが、「玉虫厨子の調書」の「物質」の欄に「木製」とあり、その下に「縁金物銅唐草透彫」と並んで「扉及須彌座密陀絵」という書入れが見られることである。本来密陀絵という言葉はなく、密陀僧の絵の略であるが、玉虫厨子の絵が、はたして色漆絵であるか、あるいは密陀僧絵であるかという問題は、今日もなおまだ必ずしも解決されているとは、言い

えないからである。

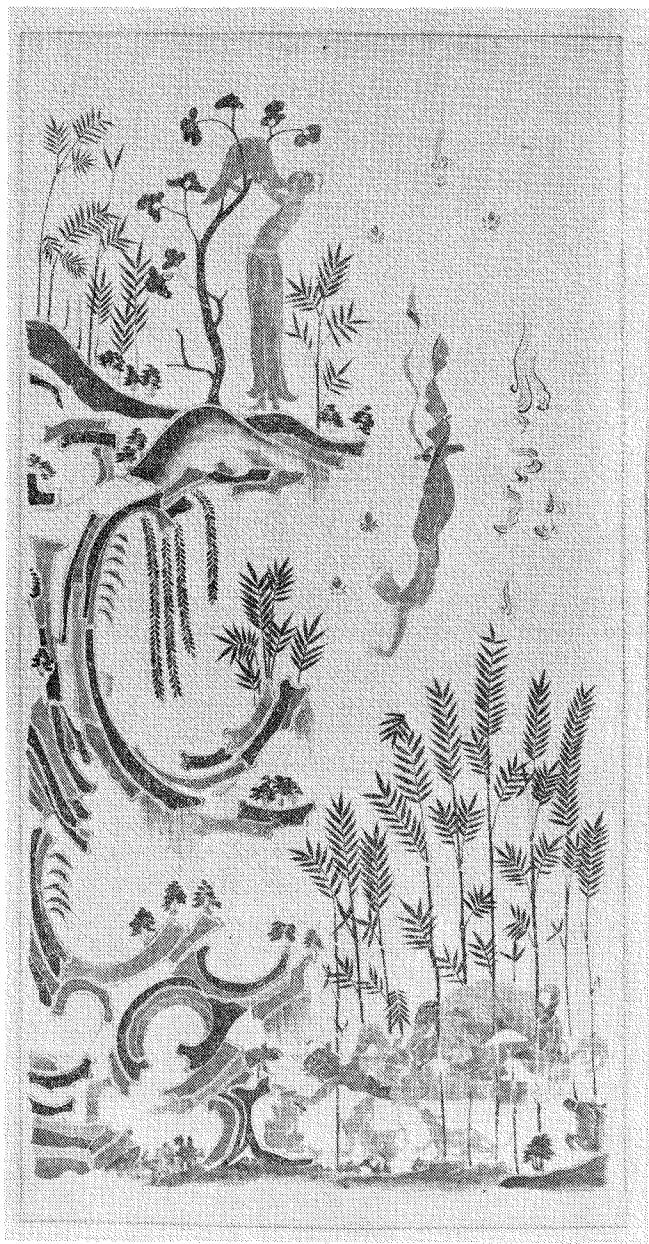
密陀僧というのは、ペルシャ語のムルダーサング (mur-dasang) の音写で、一酸化鉛のことである。鉛を摂氏約三〇〇度で焼いて作られる黄色の固形であり、もともとペルシャ伝来の薬物として珍重されたのであり、『東大寺献物帳』の奉盧舍那仏種々薬の種目のなかに「密陀僧八斤十両并鹽」という記載が見られる。そうした薬物として用いられたいた密陀僧が絵を描く際に使われたのは、顔料を溶くための乾燥剤としてである。色漆に比べると発色が鮮明であり、また色の数も多いところから、密陀僧を乾燥剤とした油絵が好んで使われることにもなるのである。

ちなみに、全国宝物取調の翌年の明治二十二年の皇典講究所における講演では、小杉楓邨は「蜜陀漆を以て」、あるいは「蜜陀の彩色の絵」とも言い、黒川真頼は「漆と密陀僧にて書きたりと思はるれど」と述べている。なお、小杉はその後二年を経て明治二十四年の「法隆寺金堂の玉虫厨子」(『東洋美術』所収) では、はじめは「蜜陀僧を使用ひしものにして」と云い、連載の終る三月後には「須彌座正面の密陀絵は」という言い方をしている。密陀絵という造語は、小杉によるものと言えようか。

挿図2

法降寺金堂所置玉虫厨子須彌壇右方所図密陀画

東京国立博物館藏



(捨身飼虎図模写)

挿図3

法隆寺金堂所置玉虫厨子須彌壇左方所図密陀画

東京国立博物館蔵



(施身聞偈図模写)

つぎに玉虫厨子の画題に関する。『玉虫厨子の調書』の欄外の上の余白に、「三面ノ扉各佛像ヲ画キ後一面多宝塔ヲ画ク 須彌座ノ正面ハ舍利供養右方ハ金光明經左方ハ涅槃經後方ハ須弥山ノ図」と朱筆で書き込まれているのであるが、皇典講究所の講演の時点では、小杉はわずかに「左右扉と後には仏経の絵ときをかけり」、「(須弥座の)正面には須弥山の図、左右後は人物獸類木石などこれも経説の絵なり」と言うにとどまっている。黒川は、須弥座の右方の図のみに言及して、「其の図甚だ異様のものなれど、筆意頗古雅なり、其の何の図なるを知らざりしに、一日金光明經を読みて、其図を悟れり、是は金光明經の捨身品なる、薩埵王子の餓たる虎に我身を與える所の圖にて、裸体なるは薩埵王子なり」とその主題を言い当てる。今日言う「捨身餓虎」図である。

なお、小杉は二年後の「法隆寺金堂の玉虫の厨子」なる論文では、それぞれの画面の図像の解説もかなりの進展をみせ、宮殿の正面と左右両面については「みな菩薩の相好圖一軸づつをゑかき」「後戸は多宝塔をゑがけり」と述べ、須弥座については「正面に須彌山の図をゑかき右方は金光明經の捨身品飢虎に肉身を瞰はしむる意左方は涅槃經の四

句偈八字の文を得る處の意をゑがき只後の一方面は舍利供養とおぼしき図をゑがけり」と言っている。宮殿の正面扉をも「菩薩」図としているのは未だしではあるが、後方の壁を「多寶塔」図、須弥座の正面図（小杉は正面と後方とを取り違えている）を「舍利供養」図、後壁を「須彌山」図としたのは、その是非は後に譲るとしても、それらの諸説がその後定説として長い命脈を保ち続けたことを考えるときには、やはり小杉の主題解説へ努力を多としなければならないのである。

わけても、玉虫厨子絵の最大の見せ場ともいべき、須弥座の左右壁の二つの本生図（釈尊の前生における菩薩行の絵解き）について、まず黒川が右方壁の本生図を、『金光明經』の「捨身品」に拠る薩埵王子本生と解説したのに對して、小杉もまた左方壁の本生図を、『涅槃經』の「聖行品」に拠る雪山波羅門本生であることを解くことができたのである。小杉の言う「四句偈八字」とは、雪山に修行する波羅門が生命に代えて羅刹から聞くことをえた「諸行無常是生滅法 生滅滅已 減寂爲樂」の四行の偈であった。

ちなみに、「玉虫厨子の調書」の欄外の上の余白には、『定円法印弘安頃ノ人』という書込に続いて、定円の玉虫

厨子と題する和歌が朱書きされているのであるが、この定円

法印についても、やはり小杉の「法隆寺金堂の玉虫の厨子」に、つぎのような記述が見られるのである。

「又按するに、京都靈山の定圓法印、曾て本寺に參籠し、玉堂塔の寶物どもを觀て其意を歌に述べたる、弘安元年閏十月十二日の記、本寺に一巻あり、其中に玉虫厨子といふ題をすゑて、

すかしなす佛のいますかざりまで

さぞ玉虫のひかりますらん

と詠み、」云々。

このように、明治二十一年の「玉虫厨子の調書」に見ら

れる朱筆の書き込みとほとんどそのままの内容が、全国宝物取調から三年たって創刊された『東洋美術』の第五号から第八号まで、じつに四回にわたって連載された小杉の論文「法隆寺金堂の玉虫の厨子」のなかに見出されるということは、それらの書き込みがいざれも調査時よりは後になつてから、まさしく小杉によつてなされたものであることを伺わしめるのである。また書き込みの筆蹟も、すでに紹介した小杉の自筆写本の『古今目録抄』の扉に備忘のために書かれた朱筆の書き込みと、すこぶる近似しているものを感ぜし

めるのである。

小杉は、年譜によると、全国宝物取調の終つたあと、すなわち二十二年六月七日に、前の月に図書寮博物館から大きく改組されたばかりの帝国博物館の、歴史部美術部備を

申付けられ、さらに二十三年三月一日には帝国博物館の技手に任せられ、同じく三月十一日には臨時全国宝物取調局書記兼鑑査係を命ぜられている。「法隆寺金堂の玉虫の厨子」が書かれた前年のことである。小杉は、全国宝物取調の際ににおける法隆寺宝物の調査書の整理、あるいはその後の調査と研究を進める上でも、もつともめぐまれた職務上の環境にあつたと言えよう。時に小杉は五十七歳。ちなみに帝国博物館の総長には特命全權公使兼宮中顧問官の九鬼隆一、歴史部長には諸陵頭文学博士の川田剛、美術部長には東京美術学校長心得文学士の岡倉覚三がそれぞれ任命されている。⁽⁴⁵⁾ いざれも小杉にとつては、全国宝物取調の際に調査を共にした間柄であつた。

なお、おわりに付言しておくと、「玉虫厨子の調書」の欄外に「寫眞渡済」の朱印と写眞の種板番号の墨書きが見られたが、小杉の論文「法隆寺金堂の玉虫の厨子」の末尾に、「さて此厨子の寫眞は、臨時全國寶物取調局にこれを

収藏し」とあり、続いて「須彌座四面の密陀繪は、帝國博物館にこれを影摸せしめれば、其詳細は、それをうかゞひて、稀世の古物構造の精美を知るべし」と記して稿を終えている。

(1) 皇典講究所については、『国学院大学七十年史』(国学院大學刊 昭和二十七年)に詳しい。明治十五年(一八八二)に、国学の研究と神職の養成のために、東京市麹町区飯田町五丁目に開設された。

現在、東京国立博物館には、「法隆寺金堂所置玉虫厨子須彌壇正面所圖密陀繪」(四幅之二)と題する玉虫厨子須弥壇正面図ほか右方、左方、背面各図、合せて四幅の軸装された模写⁽⁴⁷⁾が保管されている(挿図2・3参照)。大きさはほぼ現寸大で、薄墨色、薄茶色、そして赤色の三色で彩色されおり、今日では消えてしまっている細部も鮮明に描き起されている。おそらく幽暗な金堂内から白日の堂外に運び出されて、明るい光線の下で丹念に模写されたものと思われる。

わずか一、二年の間に、玉虫厨子の絵に対する小杉の問題の解釈が進んでいるのは、こうした精密な模写を手許近くに置くことができたことではないだらうか。ちなみに、この模写の表題にある「法隆寺金堂に置く所の玉虫厨子」という言い方は、小杉の最も好むところであった。

(2) 小杉権蔵撰『徵古雜抄』(大正二年 日本歴史地理学会刊)に付された「小杉博士略年譜」によると、小杉は、天保五年(一八三四)十二月三十日阿波国徳島に生れ、少年の頃に漢学經史を藩の儒者より学び、謡曲乱舞を藩の役者に習い、詠歌物語の類を父翁五郎に受けていた。元

服後歌道を修め、安政元年に藩主西尾氏に隨從して江戸に

出て、四年には国典歌文の学を赤坂紀伊藩邸の古学館に受け名簿を呈していた。この頃江戸で村田春野、小中村清矩、久米幹文、黒川春村らと親交があつたという。明治二年に徳島藩より長久館国典教授を申付けられ、徳島藩庁（五年に官制改革にて名東県）を経て七年七月に教部省一等出仕に補せられ社事掛専務となり、その後十年三月には内務省御用掛に転じ、同十四年四月に文部省五等属に任命され、「古事類苑」の編集に当っている。十五年八月東京大学御用掛を兼務し、文学部付古典講習科国書准講師を命ぜられている。十七年六月に文部省四等属に任ぜられ、十九年一月に同非職を仰付けられている。

以上が、明治二十一年に全国宝物取調に至るまでの小杉の略年譜である。ときに小杉は五十四歳。なお小杉は、調查終了後の二十二年六月に帝国博物館歴史部美術部備を申付けられ、二十三年三月に帝国博物館技手に任ぜられ、臨時全国宝物取調局書記兼鑑査掛を命ぜられている。

(3) 黒川真頼（一八二九—一九〇六）の生涯については、現在のところ、昭和女子大学近代文学研究室編『近代文学研究叢書』第八巻（昭和三十三年）所収の「黒川真頼」が、最も詳しい。いま明治二十一年の全国宝物取調前後までの略年譜を述べておくと左のとおりである。

黒川は、文政十二年（一八二九）十一月十二日上野国山田郡桐生町に生まれた。もともと金子姓であったが、十三歳の折来遊中の江戸の国学者黒川春村に入門し、国文、国語、音韻学などを学び、また和歌を修めた。慶応二年（一八六六）春村の遺請により黒川姓を名乗るとともに、代々の家業を捨てて出府し、国学者春村の学統をも継ぐこととなつた。時に真頼は三十八歳であった。

明治二年（一八六九）開校間もない大学校小助教に任命され、四年には文部権大助教に任命され、それ以来文部省に出仕し、国史の編纂にも当つたが、十年に内務省博物局に転じて博物館事務取扱を命ぜられ、わが国の工芸の沿革をしるすために『工藝志料』七卷を編纂している。十四年に博物局が内務省から農商務省に移されたので農商務省出仕となり、翌十五年八月正倉院御物整理のために奈良に出張している。十八年三月に博物局史伝課長兼国書課長に任命されたが、十九年十一月に宮内省御歌掛寄人を拝命、二十一一年六月に宮内省に御歌所が設置され、七日に御歌所寄人を命ぜられたが、同日に川田剛らとともに文学博士の学位を授与された。

なお三十一年九月文部省の命で美術取調として全国宝物取調に加わり、委員長九鬼図書頭に随行して十月から十二

月まで京都、奈良、滋賀、和歌山各府県の社寺の宝物を巡視した。翌一二二年五月帝國博物館学芸委員を命ぜられ、六月臨時全国宝物取調掛となつた。また同年に上野に東京美術学校が創立されたが、黒川は同校で和文學および史学を講じている。

(4) 小杉権郎「美術と歴史との関係」(『皇典講究所講演』四明治二十二年四月 皇典講究所刊) 七頁。

(5) 東京國立博物館藏『奈良縣下寶物調書』。共に綴されてゐる古社寺の「寶物目録」類は攝州四天王寺を始めとして二十三を数える。なお別綴の『奈良縣管下社寺寶物目録』があり、「正倉院御寶目録」が綴られている。

(6) 高田良信『近代法隆寺の歴史』(昭和五十五年 同朋社刊) 五二頁。

(7) 明治九年十一月に、法隆寺住職の千早定朝より塔中住職十一名の連署をもつて境県令税所簿に提出された『古器物獻備御願』と『法隆寺御藏物目録』とは 東京國立博物館藏の『内務省博物局御藏品目録』に綴られているが、いざれも写しである。

(8) 前出『近代法隆寺の研究』四七頁と『岡倉天心年譜』明治十七年六月二十五日の条、同十九年四月二十五日の条(『岡倉天心全集』別巻 昭和五十六年 平凡社刊)三八

一、三八四頁を参照。

(9) 川田剛「寶物取調に付き所見を述ぶ」(『皇典講究所講演』四 明治二十二年三月刊) 一頁。講演は三月二日。

なお川田は、天保元年(一八三〇)に備中に生れ、年少江戸に出て大橋訥庵について儒学を修めたという。明治十四年に宮内省四等出仕を拝命、ついで十七年には東京大学

教授を兼ね、二十一年には全國宝物取調の法隆寺調査が開始されたちょうど六月八日に、黒川真頼とともに文学博士の学位を授与(『官報』第千四百八拾壹号に拠る)されている。

(10) 『官報』第千三百八拾五号 明治二十一年二月十五日

内閣官報局。

(11) 『東京國立博物館百年史』(昭和四十八年 東京國立博物館刊) 二四八頁。

(12) 前出 二四九頁。

(13) 『官報』第千五百七拾六号 明治二十一年九月二十八日内閣官報局。

口辞令

臨時全國宝物取調委員長被仰付 図書頭九鬼隆一

非職元宮内省四等出仕 川田 刚

博物館長 山高信離

(各通)

寺島秋介

岡倉覚三

(14) 『官報』第千四百六拾七号 明治二十一年五月十六日

内閣官報局。

(15) 前出 第千四百九拾三号 明治二十一年六月二十一日。

(16) 小杉楓邨「美術と歴史との関係」(『皇典講究所講演』五
明治二十二年四月刊) 一頁。

(17) 前出 十四頁。

(18) 法隆寺蔵『法隆寺御藏物品目録』控に拠る。なお東京國
立博物館に『内務省博物局列品録』が保管されており、

『法隆寺御藏物品目録』が『古器物獻備御願』とともに綴
られているが、いずれも写しである。

(19) 栗原信充撰『法隆寺寶物考証』(秃氏祐祥による覆刻

昭和七年)。

(20) 前出 川田剛「寶物取調に付き所見を述ぶ」六頁。

(21) 内閣文庫蔵『和州法隆寺伽藍本尊靈寶目録』。開帳の日

付をみると六十日ほどの開帳期間であり、通俗的な説明が
みられる。

(22) 法隆寺中院良訓撰『古今一陽集』(いかるが舎刊本九頁)
には「珠虫御厨子阿彌陀三尊或号珠厨子觀音」とあり、同じ

和十二年二月 法隆寺刊) 四十頁、四十九頁。

く法隆寺観賢撰『斑鳩古事便覽』(『大日本仏教全書』寺誌
叢書) 九五頁) には「玉厨子ノ觀音立像九寸三分」とあ
る。なお、前者には延享三年(一七四五)信秀の跋があ
る。後者は天保七年(一八三六)頃成るとみられる。

(23) 既出『近代法隆寺の歴史』六四頁。

(24) 前出 三七頁。

(25) 高橋隆博『奈良博覽會』について——明治初期の文化
財保護の動向と関連して——(『月刊文化財』第二一七号
昭和五十六年) 二九頁。

(26) 高橋隆博『明治八・九年の奈良博覽會』陳列目録につ
いて(上)(下)『史泉』第五六号、五七号 一九八一、
八二年) 七六頁、五七頁。

(27) 東大寺図書館蔵『明治九年奈良博覽會物品目録』第五
号。

(28) (注22) 参照。

(29) 小杉楓邨自筆写本『古今目録抄』(『徵古雑抄』卷二中甲
古文書に収録 旧蜂須賀家文書 現在国立史料館蔵)。

(30) 萩野三七彦『聖德太子伝古今目録抄の基礎的研究』(昭
和十二年二月 法隆寺刊) 四十頁、四十九頁。

- (31) 黒川真頼「東大寺法隆寺の話」(『皇典講究所講演』七
明治二十二年六月) 二九頁。なお、講演当日の聽講者はお
よそ百八十名。
- (32) 既出「黒川真頼」(『近代文学研究叢書』8) 四〇九頁。
- (33) 黒川真頼「法隆寺建築論」(『国華』第九号 明治二十三
年六月) 一頁。
- (34) 明治二十四年五月に創刊された月刊の美術雑誌『東洋美
術』(東洋美術會刊) は、當時日本美術協会副委員長であ
った前田健次郎の編輯になるもので、賛成員に岡倉覚三、
黒川真頼、今泉雄作、川崎千虎、大森惟中、村田直景、関
口耕堂、大橋義之、小杉樞邨を迎えていた。會員は石井鼎
湖ほか二十五名。
- (35) 小杉樞邨「法隆寺金堂の玉虫の厨子」(『東洋美術』第六
号 明治二十四年十月 東洋美術會刊) 七頁。
- (36) 前出『東洋美術』第七号 七頁。
- (37) 定円撰『塔寶物拜觀記』は、現在原本は存在しないが
写しが法隆寺藏「太子傳玉林抄」卷十五に収録されている。
- (38) 覚賢撰『班鳩古事便覽』(『大日本佛教全書』寺誌叢書第
一卷) 八七頁。なお、影印本『法隆寺史料集成』第十五卷
(法隆寺昭和資財帳編纂所刊) にも収録。
- (39) 『微古雜抄』大和の部三卷(国立史料館蔵)。
- (40) 『正倉院』(『日本美術全集』5 一九七八年 學習研究
社刊) (作品解説四二) 一九五頁。
- (41) 浜田耕作「玉虫翅膀考」(『白鳥博士還暦記念東洋史論
叢』所収 大正十四年)。
- (42) 東京国立博物館の資料第三研究室において、昭和六十年
五月二十七日調査。
- (43) 注(15) 参照。
- (44) 上原和「玉虫厨子問題の再検討 続々篇——玉虫厨子絵
における彩色と主題について——」(『仏教藝術』昭和四十
七年十二月) 三十頁。
- (45) 小杉樞邨「阿波國徵古雜抄」(大正三年三月 日本歴史
地理學會刊) 一頁に収録された「小杉博士略年譜」による。
- (46) (47) 明治二十三年「帝國博物館要覽」(既出『東京國立博物
館百年史』) 二五八頁。
- 一、法隆寺金堂所置玉虫厨子須弥壇正面所圖密陀画(四幅
之一) 縦七五・九センチ、横五三・五センチ。
二、法隆寺金堂所置玉虫厨子須弥壇背面所圖密陀画(四幅
之二) 縦七五・八センチ、横五三・六センチ。

- 三、法隆寺金堂所置玉虫厨子須弥壇右方所図密陀画（四幅
之三）縦七一・〇センチ、横三六・〇センチ。
- 四、法隆寺金堂所置玉虫厨子須弥壇左方所図密陀画（四幅
之四）縦七一・六センチ、横三八・一センチ。